

---

## 第6回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第5日）

平成23年 6 月17日（金曜日）

---

### 議事日程

平成23年 6 月17日 午後 3 時開議

（質疑・討論・採決）

- 日程第 1 議案第46号 平成23年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 議案第47号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第48号 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第 4 議案第49号 三朝町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第50号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 6 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第 7 議案第52号 定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 8 陳情第 2 号 拡大生産者責任（E P R）及びデポジット制度法制化を求める意見書採択の陳情
- 日程第 9 陳情第 3 号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情
- 日程第10 陳情第 4 号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する陳情
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第12 諸般の報告
- ・ 報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について
- （損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第13 議案第53号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第14 みささ未来町づくり調査特別委員会調査報告について
- 日程第15 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

（質疑・討論・採決）

- 日程第1 議案第46号 平成23年度三朝町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第47号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第48号 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第4 議案第49号 三朝町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第5 議案第50号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第6 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第7 議案第52号 定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第8 陳情第2号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書採択の陳情
- 日程第9 陳情第3号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情
- 日程第10 陳情第4号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する陳情
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第12 諸般の報告
- ・報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について  
(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第13 議案第53号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第14 みささ未来町づくり調査特別委員会調査報告について
- 日程第15 議員派遣について

---

出席議員（12名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 清水 成 眞   | 2番 藤 井 克 孝  |
| 3番 吉 田 文 夫  | 4番 福 田 茂 樹  |
| 5番 遠 藤 勝太郎  | 6番 平 井 満 博  |
| 7番 松 村 修    | 8番 横 木 文 雄  |
| 9番 知久馬 二三子  | 10番 山 田 道 治 |
| 11番 杉 原 憲 靖 | 12番 牧 田 武 文 |

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己      事務局長補佐 ————— 山 中 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

|             |       |         |              |       |         |
|-------------|-------|---------|--------------|-------|---------|
| 町長          | ————— | 吉 田 秀 光 | 副町長          | ————— | 森 脇 光 洋 |
| 会計管理者       | ————— | 松 原 茂 隆 | 総務課長         | ————— | 朝 倉 聡   |
| 財務課長        | ————— | 大 村 哲 也 | 税務課長         | ————— | 石 原 伸 二 |
| 企画観光課長      | ————— | 松 浦 弘 幸 | 農林課長         | ————— | 早 苗 睦 巳 |
| 町民課長        | ————— | 山 根 猛 昭 | 建設水道課長       | ————— | 岩 山 靖 尚 |
| 健康福祉課長      | ————— | 前 田 敦 子 | 総務課地域づくり担当参事 | ————— | 吉 田 弘 幸 |
| 総務課危機管理担当参事 | ————— | 松 原 照 宗 | 農業委員会事務局長    | ————— | 真 嶋 峰 和 |
| 教育委員会委員長    | ————— | 山 本 邦 彦 | 教育長          | ————— | 山 口 博   |
| 教育総務課長      | ————— | 遠 藤 英 臣 | 生涯学習課長       | ————— | 山 根 智 美 |
| 生涯学習課参事     | ————— | 平 井 文 彦 | 農業委員会会長      | ————— | 安 藤 雅 啓 |
| 代表監査委員      | ————— | 和 泉 澤 吉 | 国民宿舎事業管理者    | ————— | 知久馬 孝 紀 |

午後 3 時 5 8 分開議

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 議案第 46 号

○議長（牧田 武文君） 日程第 1、議案第 46 号、平成 23 年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 議案第 4 7 号

○議長（牧田 武文君） 日程第 2、議案第 4 7 号、三朝町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 3 議案第 4 8 号

○議長（牧田 武文君） 日程第 3、議案第 4 8 号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定についてを議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第49号

○議長（牧田 武文君） 日程第4、議案第49号、三朝町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第50号

○議長（牧田 武文君） 日程第5、議案第50号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 5 1 号

○議長（牧田 武文君） 日程第 6、議案第 5 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 5 2 号

○議長（牧田 武文君） 日程第 7、議案第 5 2 号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 陳情第 2 号 から 日程第 10 陳情第 4 号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して日程第 8 から日程第 10 までの 3 件の陳情を一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よってこの際、日程を変更して日程第 8 から日程第 10 まで、すなわち陳情第 2 号から陳情第 4 号までの 3 件の陳情を一括議題といたします。

陳情に対する委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員会、清水成真委員長。

○総務教育常任委員会委員長（清水 成真君） 総務教育常任委員会に付託されました陳情につき、6 月 15 日当役場会議室において、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、慎重審査した結果、陳情第 3 号、中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情は趣旨採択、陳情第 4 号、町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する陳情は採択と決定したので報告いたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、産業民生常任委員会、福田茂樹委員長。

○産業民生常任委員会委員長（福田 茂樹君） 産業民生常任委員会に付託されました陳情につき、6 月 16 日当役場会議室において、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、慎重審査した結果、陳情第 2 号、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書採択の陳情は趣旨採択と決定したので報告いたします。

○議長（牧田 武文君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論、採決は 1 件ごとに陳情の順をおってすることといたします。

陳情第 2 号、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書採択の陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第 2 号は趣旨採択と決定いたしました。

陳情第 3 号、中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第 3 号は趣旨採択と決定いたしました。

陳情第 4 号、町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第 4 号は採択と決定いたしました。

----- . ----- . -----

#### 日程第 11 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（牧田 武文君） 日程第 11、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、議長の諮問に係る次の会期、日程等、議会運営に関する事項について、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

#### 日程第 12 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第 12、諸般の報告を行います。

報告第 4 号、議会の委任による専決処分 of 報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償額

の決定) についての報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田 秀光君) 報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について申し上げます。

交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することといたしました、平成23年5月13日に北栄町土下地内で発生しました町の公用車と駐車車両との接触事故について、示談成立による損害額を賠償することとしたものでございます。

この案件は、議会の議決により委任された事項について専決処分したものでありまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

---

### 日程第13 議案第53号

○議長(牧田 武文君) 日程第13、議案第53号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田 秀光君) 本日提案いたしました議案第53号、財産の取得につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この案件は、予定価格が700万円以上のものについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

C A F S搭載型消防ポンプ自動車(C D 1型)1台の購入について、去る6月10日に、7社による見積入札を行った結果、倉吉市越中町1740番地、有限会社岩谷ポンプ製作所、代表取締役瀬尾泰彦との間に2,255万4,000円で契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(牧田 武文君) 続いて、議案について細部説明を求めます。

松原総務課危機管理担当参事。

○総務課危機管理担当参事(松原 照宗君) 議案第53号、財産の取得についてであります、本年度予算で承認いただいております消防ポンプ自動車の取得にあたり、議会の議決を求めるものでございます。

財産の内容、契約の相手方、取得価格については、先ほど町長から説明がございましたとおりでございます。

C A F S搭載型消防ポンプ自動車の概要でございますが、シャシは3 t級消防専用4輪駆動で、乗車定員は6名、エアーコンプレッサーにより水と環境にやさしい消化剤の混合液に空気を圧入することにより発泡させた泡を放射する圧縮空気泡吐出装置（キャフス装置）、600Lの水槽を装備した消防ポンプ自動車です。

C A F Sの利点については、泡による燃焼物への窒息効果が高まることで消火性能に優れています。また、水の使用量も少ないため、水損被害を最小限に抑えられるなど、以下、説明資料に記載しているとおりでございます。

第5地区団第13分団西谷班に配備することとしております。町民の安心安全を高めるためどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

5番。

○5番（遠藤勝太郎君） 今、6人乗車と言う話でございましたけど、西谷班の定員10人くらいだと思うんですけど、あと4人はどのようにして出動するですか。

○総務課危機管理担当参事（松原 照宗君） 全員という形にはなりませんので、その場合は車で一緒に行く形になると思います。

○議長（牧田 武文君） 5番。

○5番（遠藤勝太郎君） 片や緊急自動車でサイレンを鳴らしてスピード相当出るわけですけど、あとの4人は普通乗用車で60キロで制限速度守って行くわけですか。

○議長（牧田 武文君） 松原参事。

○総務課危機管理担当参事（松原 照宗君） まず、消防自動車につきましては6人の乗車ということになりますので、現場に到着してから、準備をする段階、それを見て、後から伺うという形になると思います。

○議長（牧田 武文君） よろしいですね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 みささ未来町づくり調査特別委員会調査報告について

○議長（牧田 武文君） 日程第 14、みささ未来町づくり調査特別委員会調査報告についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

みささ未来町づくり調査特別委員会、平井満博委員長。

○みささ未来町づくり調査特別委員長（平井 満博君） 平成 22 年 3 月 19 日の本会議において「三朝町の過疎対策について」調査研究を行うため「みささ未来町づくり調査特別委員会」が設置されました。

この間、「三朝町の人口流出を抑えるための方策」と「生産人口増加のための方策」及び「議会改革の検討」をテーマに各地域協議会の会長及び、商工会、旅館組合の皆さん並びに、青年団、中学校の生徒会の皆さんなど幅広い年代との懇談会を開催して意見を伺うなど、6 回の懇談会と 11 回の特別委員会を開催して調査してまいりました。懇談会でいただいた貴重な意見を参考に特別委員会において、三朝町の過疎対策として何が必要かについて協議してまいりましたが、いただいた意見は十分な検討を要するものでありました。また本年 3 月には三朝町第 10 次総合計画が既に示され、さらに 9 月にはその実施計画が提案されることとなっております。

こうした経過を踏まえ、今回の調査で得た意見に基づき委員会で検討してまいりましたが、この第 10 次総合計画に示された内容に概ね網羅されているものという結論に至りました。

当委員会の当初の目的は、集約した結果を第 10 次総合計画に反映させることでもありますので、今後は、この計画が着実に実施されることを議会として見守ることに重点を置くべきであるということを報告して、調査・研究は終了し、本特別委員会の任務を終えるものいたします。

なお、住民との懇談会でいただいた貴重な御意見は、今後、総合計画を実施していく上での参考として生かしていただけるよう執行部に提出したいと考えます。

○議長（牧田 武文君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本件は委員長報告のとおりと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決することとに決定いたしました。

---

日程第 15 議員派遣について

○議長（牧田 武文君） 日程第 15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第 120 条の規定により別紙のとおり議員派遣をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣については、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（牧田 武文君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成 23 年第 6 回三朝町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 19 分閉会

---